

令和6年2月23日 市町村による原子力安全対策に関する研究会 首長説明会 質問項目・回答一覧

会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答
2 柏崎刈羽原子力発電所に関する原子力規制の現状について	原子力規制庁	1 原災指針の見直し	去る2月14日の原子力規制委員会の議論の中で、原子力災害対策指針の屋内退避について検討し、見直しが必要な場合には来年3月までにまとめるという報道があったが、その内容について教えていただきたい。また、その見直しが終わるまでは、やはり地域原子力防災協議会における緊急時対応の策定はなされないという考え方で良いか。	2月14日の規制委員会では、委員間の討議により、能登半島地震で起きたような家屋倒壊や道路の寸断などの問題は、原子力災害の発生の有無にかかわらず、自然災害への対応として解決が図られるべきものであり、原子力災害に関しては、避難や屋内退避等を適切に組み合わせることで対応するという原子力災害対策指針の考え方は、引き続き有効であるという認識で一致した。一方、能登半島地震の状況に関する議論と直接関係するものではないが、原子力施設の具体的かつ詳細な状況に応じて、どのようなタイミングでどのような防護措置を講ずることとするかなどの屋内退避の運用に関する論点を今後検討していくこととした。この検討は、原子力規制委員会が屋内退避の指示に関する判断を適宜適切に行うためのものであり、自治体側の責任において策定する地域防災計画、避難計画の見直しを求めるものではない。従って指針の改正の如何に関わらず、自治体が地域の実情に応じて地域防災計画、避難計画の策定や改正を行うか否かを判断することと良いと考えている。
		2 志賀原発の事故リスク①	地震が来て家屋がたくさん倒壊し、屋内退避をすべきところがないような状況も考えられる。さらには雪が降ると、屋内退避をしている間に雪の重みによってまた家屋が倒壊する可能性も出てくる。そういう中で、長岡市を含む30km圏内の住民は屋内退避避難計画の中で位置付けられているが、それがやはり現実的ではないと指摘がすでに出てきている。それに対してどのように考えれば良いかというのが質問の趣旨。それは自然災害に関する問題であり、規制委員会の管轄ではないと仰りたいのか分からないが、内閣府の見解も含め、今回露呈した屋内退避の問題について、どのように考えたら良いか。	志賀原発は現在停止しており、新規規制基準の審査を受けているところ。その審査の中で、能登半島地震を踏まえた、審査の前提となる地震の要件については明らかになってくると思う。また、停止中と運転中のリスクの比較については、停止期間によって変わってくると思っている。例えば停止直後であれば、運転中とのリスクの差はないと考えている。一方、停止してから長期間経ているもの、原子炉から燃料が出て使用済み燃料プールで長期間保管されているような場合には、リスクは相当低下していると思っている。たとえ使用済み燃料プールの水がなくなるような事態となっても、福島第一原発事故を踏まえて現在停止中のプラントには、緊急安全対策が急急に措置されており、注水することができる仕組みになっているため、相対的にはリスクは低い状態だと思っている。運転中についても、新規規制基準に基づいて審査し、重大事故対策をいっていると講じているため、以前と比較すればリスクは相当下がっているが、運転している状態と相当期間停止している状態を比較すれば、当然ながら運転している方がリスクは高い。
		3 志賀原発の事故リスク②	直近の活断層が動いた場合にはどうなるのかという検証は、これから行われるのか。	新規規制基準の審査の中で、どういった活断層なのかということも含め、志賀原発に対してどのような活断層の運動を考えるべきなのかこれから審査されるため、その中で確認されると理解している。
		4 住民への説明(原災指針の見直し)	原子力防災対策について、規制委員会は屋内退避に対する基本的な考え方は変わらないが、屋内退避のタイミングや実施期間については、見直しの議論を行っている。これは避難のあり方について自治体で考えていくという意味でも非常に大きな部分だと思う。もちろん耐震性を備えた避難所をどれだけしっかりと確保していくかということにもなっている。今後、明確に議論の結果が出た際には、見直しの背景、経過、内容について、我々自治体はもとより、市民に対しても、市民が不安にならないように丁寧な説明をお願いしたい。	規制委員会の場でも委員から発言があったと思うが、屋内退避の検討に際しては、地域の実情をよく知る自治体にも参加していただく予定。その後、災害対策指針を見直した際には、自治体との対話の機会を通じて、住民に丁寧に説明をしたいと考えている。
		5 住民への説明(適格性の再確認)	昨年に社員による書類紛失や審査書類の流用など、様々な不祥事を起こしており、東京電力に対する県民・市民の不安や不信は簡単に消すことができない状況にあらうかと思う。2月18日に県民説明会を行ったのだが、到底これでは不十分であるため、引き続き県民・市民に対する丁寧な説明を、ぜひ分りやすく、広げて行っていただきたい。	ご承知のとおりミスやトラブルというものはゼロになることはなく、それが人と環境に影響を及ぼすような大きな事故につながらないよう早期に発見し、是正することが大事だと考えている。そのため、原子力事業者では是正処置プログラム(CAP)による継続的改善の取り組みを進めており、規制委員会としてもこうした原子力事業者の活動を継続的に監視していく。我々の活動は規制委員会のホームページに掲載しているほか、今後も自治体からの要望に応じて伺って説明をしていきたい。
		6 住民説明と規制検査の継続	本研究会では、この間、柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査や東京電力の原発運営事業者としての適格性について、原子力規制委員会に対し、厳格に審査すること、住民が納得できるような説明を行うことを求めてきた。今回、一つの判断がなされたところだが、その結果については、住民がきちんと理解できるよう、国が前面に立ち丁寧に説明を行うとともに、東京電力の改善活動が一過性の取り組みとならないよう、今後も厳正に原子力規制検査を続けていってほしい。	今回の検査結果については、1月以降、関係する地域、自治体に説明する機会を設けていただいたところだが、今後も同様の要望があれば説明に伺う。また、柏崎刈羽原子力発電所の追加検査は終わったが、規制委員会は東京電力に対して継続的改善を一過性でない取組、原子力事業者としての基本姿勢を遵守する取組、職員が変わっても世代を超えて継承するための人材育成を含めた取組を求めており、引き続き原子力規制検査をはじめとする規制活動を通じて東京電力を監視する。特に柏崎刈羽原子力発電所は、基本検査において、3つの重点項目である荒天時の監視、是正措置活動の状況、核物質防護モニタリング室の活動について、手厚く監視していきたい。
		7 地震断層の検証①	今回の地震は多数の活断層が連動して動いたことで、想定外の地震だと言われ方もしている。そういう意味では、もちろん全くないものまで想定することはできないが、想定外のことが起こり得る。一様に認識されている活断層が最大限に動いたということもできないかと、本当の意味での地震に対する備えではないかというところ、現実のものになったのではないかと思っている。これまで柏崎刈羽原発に影響を与える断層について、いろいろと検証がなされてきたところではあるが、再検証をする必要があるのではないか。	平成29年の審査において、その当時の知見で最善を尽くしたと考えているが、今回の能登半島地震によって新たな知見が得られれば、規制委員会として新規規制基準に取り入れる必要があるか、取り入れるとすればどのように取り入れていかということを適切に判断していきたい。
		8 地震断層の検証②	その知見が明らかになるまでは、今まで考えてきたいろいろなプロセスも必要と、一旦そこで停止とまでは言わないが、留保しながら新しい知見をしっかりと求め、それを織り込んでいくようなプロセスが必要かと思う。いかがか。	まずは新しい知見が得られるかどうかが大変であり、現段階ではまだ得られるか分からない。そのため、特に何かプロセスを止めるということはまだ考えていない。
		9 地震断層の検証③	現段階で新しい知見は得られておらず、これから検証し知見を得るといことだと思いが、その必要性が現実の問題として出てきたわけだから、そこはしっかりと能登半島地震に基づく知見を得たいところを、ぜひ国の立場、規制庁の立場、規制委員会の立場でしっかりと明言していただくと、住民の不安はある程度緩和されていくのではないかとと思いが、いかがか。	まず知見を収集することは大事だと思っているため、その活動は続ける。これは今回の能登半島地震に限らず、これまでやってきたこと。例えば、警戒報がない状態で津波が起きるといことなどについてもバックフィットをかけている。そういう意味では、常に最新の知見を収集する活動は行っており、それを継続していくことは大事だと思っている。
		10 地震断層の検証④	ぜひその知見を早急に検証して求めていただき、それを今まで積み重ねてきた原発に関するいろいろな作業の中しっかりと織り込んでいただきたいと思う。いかがか。	そのとおり。
		11 適格性の評価①	規制庁は、運転禁止命令を解除されたが、多くの住民が東京電力の度重なる不祥事に対し不信感を募らせ、厳格な審査を期待している中での決定であった。しかも、追加検査期間中においても、原発関連資料を施設外で紛失したり、監視用の照明が半ば以上不点灯となり、抜き打ちの進捗報告検査で陽性反応が出た社員を入職させたといった問題があったにもかかわらず、今回の結論を出された。いずれも軽微な事案といえる。そのような判断に至るまでの説明があったのか、原発のよほど高い安全性を求められるケースにおいて、はたして一連の事案を軽微なものとして扱っているのか、見過ごしているのか、非常に疑問に思う。リスクマネジメントにおけるハインリッヒの法則に対する認識を伺いたい。	軽微な事案については件数に着目するのではなく、やはり改善することが大事だと考えており、その改善をきちんと行っているかどうかを注視している。そういう意味で、改善措置プログラムをすべての原子力事業者において定め、それがきちんとやられているかを見ている。当然ながら大きな事故についてはまた別であるが、そういう大きな事故につながらないようになっているかということが大事だと思っている。
		12 適格性の評価②	運転禁止命令を解除したにもかかわらず、今年になって福島第一原発で汚染水漏れがあった。これは国際間にも関わるような重大な事案だと思ふ。やはり一つひとつ起きた事案については、その件数やそこに潜んでいるリスク、あるいは東電の経営体質としてどうなのかということまで掘り下げて見てほしい。今回、最終的に運転を適順に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はないと判断したと、いわゆる二重否定で結論付けているが、なぜ能力があると言い切れないのか、県民の多くはそこを不安を持っていると思う。12月21日の新潟日報に掲載されていた。その前日に行われた規制委員会の会合についての記事の中で、ある委員が、再試験を繰り返してようやく合格ラインに到達した段階、評定はぎりぎりの可だと指摘したとあり、委員長は、規制委員会の判断は東電にお墨付きを与えたわけではないとコメントされていた。そんな会社は、我々県民は生命・財産の安全を委ねていくのかという不安に思っている。規制委員会が大大だと言われない会社、仮にこの状態で再稼働し、万一の事故が発生した場合、国の責任はどのくらいか。お墨付きを与えてない、大丈夫と言っていない、最終的に再稼働を選択したのは新潟県民だとも言うつもりなのか。あらためて東京電力の原子力事業者としての適格性の評価と、その評価を下した国の責任のあり方について見解を伺いたい。	追加検査では、判定が赤という状態だったものがやっとスタートラインに立った。可については、大学で教鞭を執っていた委員が大学の試験に例えたものだが、いわゆる第1区分には戻ったということであり、そういう意味では合格はしているということ。ただし、東京電力に対しては引き続き監視をいかなければならないと思っている。我々が規制を行う立場であるため、その規制がきちんとできなかったことによって事故が起きたということであれば、それは規制庁の責任もあると考えている。
		13 核物質防護に係る追加検査①	軽微な事案については問題はなく、それを解決するという話だが、なぜこれだけ短期間に様々な問題が起きるのか。しかも柏崎刈羽原発だけでなく、他の原発は問題ないとのこと。普通であれば何か一つ問題が起きると全体像を見直しながら、改善を図っていくのが組織だと思う。もし規制を緩和した後にまた同じようなことが起きれば、おそらく住民の信頼ももう戻らないところまで失墜する可能性も十分あると思う。大・中・小、様々なあるのかもしれないが、なぜ柏崎刈羽原発だけにこのようなことが継続的に起きるのか。これは組織の風土など様々な問題が中に眠っているのではないかと感じている。個々の対策については説明いただきたいが、そういう調査はされているのか。	核物質防護の観点で言うと、入構する職員数や作業員数が数千人規模で多いというのが他の発電所とは違うところ。一般的に入構者は約5千人や約6千人と言われているが、それだけの人数が活動する中で起きている事案だと認識している。それを防ぐために、今まで追加検査で我々が直接モニタリングして改善を指摘してきたが、今回モニタリング室という、東京電力の内部でチェックする組織が立ち上がった。そのモニタリング室が常日頃の活動を見て、小さい問題を小さいうちに対処するという仕組みができ、それが機能しているということまで確認している。今後は、そのモニタリング室の活動が劣化しないよう、引き続き監視していくというのが我々のスタンスである。

会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答
2 柏崎刈羽原子力発電所に係る原子力規制の現状について	原子力規制庁	14 核物質防護に係る追加検査②	複数の色々な問題が起きていることについて、他の原発は全く問題ないということであれば、柏崎刈羽原発特有の問題がある、それが人数が多いからであり、モニタリング室をつつたことで組織全体が変わると認識なのか、一つひとつの改善措置についてはしっかり取り組んでいるとは考えているが、事件が起きたことだけを対象にして、また次の事件が起きるとのが今までの流れ、やはり組織全体の部分についてもしっかりとやっつけなければならぬと思う。全体像として柏崎刈羽原発の社員の働き方や意欲など、そういう部分がしっかりと調査できているのか大いに疑問であり、その点について伺いたい。	アンケートとインタビュー、そして行動観察を実施し、それぞれの階層ごとにどのような考え方をしているのかを確認してきた。昨年12月27日に最終的な判断をする時には、階層ごとの意識が改善を目指し同じ方向を向いていたため、我々としては組織文化が改善の方向に向かっていると判断した。また、検査官が日常的に事業者の活動を監視しており、大なり小なり何かしらのトラブルが起きた際には、事業者自らが根本原因分析を行い、その原因を解析していることを確認している。その中で、原因が横断的で組織的な要因であったり、別のところに要因があって繰り返しているというものがあれば、あらためて指摘事項として評価することとしており、組織全体の部分についても、基本的には検査官が現場で監視している。
		15 核物質防護に係る追加検査①	モニタリング室を設けて自ら確認するという話だったが、モニタリング室はそもそも設けなければいけないものを設けていなかったのか、また、他の原子力発電所にはモニタリング室があったのか、これから設けるのか否か、柏崎刈羽原発固有の問題として今の状態に至ったことだが、それはモニタリング室の有無が大きき違いとして表れているという理解で良いか。	他の発電所にモニタリング室という組織はない。代わりに監査室という業務監査をする部門があり、そこが業務内容の良し悪しを毎年1回程度監査している。一方、柏崎刈羽原発は不適切事案が発生し、その原因としてセキュリティに関する理解が不足していたり、遠慮の意識が存在していたという現場の文化的なところに問題があったため、こちらの改善が一過性のものになっていないか、今後はモニタリング室が見えていくことを確認したため、その活動を監視していく。
		16 核物質防護に係る追加検査②	これまでの説明では、柏崎刈羽原発はものすごく人数が多く、その中で生じた事象であるとのことだった。そうであれば、監査室やモニタリング室のようなものはむしろ率先垂範なされるべきだったのではないかと、大いに反省し、少なくともこれから先はそういった部分をより充実・強化し、安全性を確立していくことを要望としてぜひともお願いしたい。	ご意見いただいた件は、重点項目という形で他の発電所ではやっていない検査項目を追加で設けて、確認していく。
		17 原災指針の見直し①	今回の能登半島地震から知見を得よう努めるという話だったが、その結果、何らかの基準や規制をより強くする必要が出てくるか、今の規制基準で十分かどうかの二択になると思っている。その結論を出すにあたり、現段階でタイムラインは考えているか、再稼働について何らかの判断をするタイミングが来るかもしれない中で、それよりも前に今回の地震に関する知見を反映させたものを示していただかないと、その判断ができないと考えている。	知見の収集や今回の地震で何が起きているのかというメカニズム等について、地震調査研究推進本部などで現在議論されており、その状況によっては見直しが行われるかもしれないが、今の段階ではタイムラインを設けることはできない。
		18 原災指針の見直し②	今日のこの会の中で明確にタイムラインを示すのは難しいということ十分承知している。今回の地震についての知見が得られ次第、都度、県民・市民に積極的に情報開示していただきたい。	情報開示に努めたい。

令和6年2月23日 市町村による原子力安全対策に関する研究会 首長説明会 質問項目・回答一覧

会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答
3 国の原子力安全対策について	内閣府	1 屋内退避の考え方①	地震が来て家屋がたぐさん倒壊し、屋内退避すべきところがないような状況も考えられる。さらには雪が降ると、屋内退避をしている間に雪の重みによってまた家屋が倒壊する可能性も出てくる。そういう中で、長岡市を含む30km圏内の住民は屋内退避と避難計画の中で位置付けられているが、それがやはり現実的ではないという指摘がずでに出てきている。それに対してどのように考えれば良いか。	原子力災害対策指針の見直しなどの程度のものになるかは、規制委員会の検討の推移を見守る必要があるが、現時点では屋内退避や避難の実施など、基本的な考え方は変わらないと山中委員長も言っている。柏崎刈羽原発は現に存在しており、停止中であっても一定のリスクがあることから、まずは住民の安全防護のためにもなるべく早く緊急時の対応計画は持っておくべき。これまで8年間やってきたものをまとめ、緊急時に動けるようにしておきたいと思っている。今後、PAZ・UPZの市町村と現時点での修正点等について議論し、とりまとめに入りたい。
		2 能登半島地震の検証	活断層の問題について、能登半島地震で起きた事象も織り込んであるのか。 (回答を受け、要望→)能登半島地震の検証をし、新しい知見を早急にまとめ、その結果に基づいてどう対応するのかについて、しっかりと取り組むべき。また、活断層の運動などの様々な問題に対し、説明できるようにしていただきたい。	能登半島地震が起きる前までの最新の知見をすべて集めたということ。
		3 屋内退避の考え方②	屋内退避を基本とする中で、大きな地震が起きた際に、指定避難所がどうなるのかはわからない。住民の命を守るために、何か手だては必要ではないか。 (回答を受け、要望→)指定避難所のあり方については、しっかりと考えていくべきものであり、国からも一緒に考えていただきたい。	防災基本計画の地震対策として、避難所の耐震対策はしっかりとやらなければならない。また、避難所が使えない場合は避難となるが、避難経路が簡単に潰れるようではない。懸念があるようなところについては、その懸念が顕在化しないような対策をとっていくことが必要。
		4 複合災害時の対応	複合災害時に食料、燃料、電気などはどうなるのか、そういったものがないまま屋内退避を1〜2週間も続けられるのか、地震で道路が傷んで警備が重なるなど、自衛隊が来てもおそらく除雪は不能。従って、実動部隊のマニュアルが作られないと不安が残る。また、実動部隊が除雪作業できない場合、建設業界の方々には手伝ってもらおうにもなると思うが、被ばく線量の問題があるため、その基準を作っておかないと除雪作業ができないと思うが、いかがか。 (回答を受け、要望→)助かる命が救われるために、もっと一つ一つを詰めていく必要があり、今回の能登半島地震ですら課題が、改めて明瞭になってきた部分があるような気がする。もう一度全体を見直ししながら、一つ一つの有効性を高めていただきたい。	備蓄については、制度があるため支援ができる。実動部隊については、人命が脅かされている場合は、必ず住民を救いにいくと自衛隊や防衛省も言っており、緊急時対応をとりまとめる際は防衛大臣が原子力防災会議の場で宣言するかたちになっている。ただし、自衛隊の現場マニュアルを作るのは、自衛隊の任務の性格上難しい。被ばく線量については、規制委員会の指針に示されており、県、自治体、建設業協会など組織ごとに、作業レベルに応じて基準を決めていただく。
		5 インフラ整備	原発に近い地域から、避難経路などについては優先されるべきだというふうには考えている。UPZ圏内の避難者を安全かつ効率的に受け入れるため、避難経路所及び避難所までの道路の大規模渋滞を回避するためには、UPZ圏外の道路の拡充整備を行う必要があると思うが、考えを伺いたい。また、このたびの能登半島地震では道路が寸断し、避難をすることができなかった。従って、高速道路や幹線道路等の道路についても、地震等に耐える整備をさらに一層強化すべきではないかと思うが、考えを伺いたい。 (回答を受け、要望→)現時点で、避難経路所の周辺で渋滞が起こるのではないかと懸念しており、今質問した内容について、引き続き十分留意していただきたい。	避難経路において、脆弱性対応などの要望がある場合、新潟県と一緒にやって要望していただければ、関係省庁と対応する。また、住民が避難する際に「経路を示して逃げやすくする設備(電光表示盤)」などについては整備できるため、渋滞が起きないようにあらゆるものを活用し、準備していきたい。
		6 新たな知見を反映した取り組み①	今回の能登半島地震では、志賀原発における重大事故時の避難経路が地震で寸断されたことにより「UPZ内の防護措置は屋内退避を基本」とすることが実現できない部分もあったと思う。特に、中山間地域が多くあり、道路が被災すると孤立集落になる不安もある。「緊急時対応」について、徹底的に対策を考え、住民にも理解できるように説明をし、対策を十分に取らないと柏崎刈羽原発の再稼働について、いいとはいえないと感じている。	孤立化した際の備蓄や発電機などのライフラインについては、屋内退避がなるべく長く続けられるような支援はできる。また、原子力災害などの有無に関わらず、防災基本計画に基づく地震対策として、強靱化を図ることは進めるべき。救助については、道路管理者が啓開し、それでも難しければ実動組織が空路などを使って救助する計画としている。
		7 新たな知見を反映した取り組み②	すべての道路を強靱化するのは、市町村の財政では耐えられない費用がかかる。万が一が起きる前提で準備をしていただくか、と再稼働について、いいとはいえないと感じているため、徹底的に準備をしていただきたい。	承知した。
		8 被ばくの事前対策	原子力災害、地震、大雪の複合災害時の避難経路の確保において、除雪については最終的に自衛隊が出向くといったが、現実的には、地元の道路のことを知っている建設業者でなければ除雪作業はできないものと考え。除雪業者だけでなく、自治体職員、消防職員、要援護者の避難支援員など、多くの関係者が屋外作業を行う必要があり、安全に安心して活動できる体制を整える必要がある。屋外作業を行う方々の安全確保は非常に重要であり、国は市町村に任せると被ばく線量の上限を示していただきたい。また、防護服等の事前の確保も含めて、原発事故発生時に、除雪作業ができない中で配布するのは難しいと危惧しているため、具体的な作業がどうなるか詰めていただきたい。 (回答を受け、要望→)できるだけ方向性だけでも示していただきたい。	「被ばく線量の上限」については、ルールは一律ではなく、作業内容に応じて決めていいことになっているので、具体的に県と一緒に相談しながら進めていきたい。また、協力作業員の方々の防護品については、県を通じて申請・要求していただき、必要な数がそろうように支援させていただく。
		9 新たな支援策の構築	各種訓練の実施等に膨大な業務量が発生し、防災担当職員1名が、ほぼ専断的に対応しており、その上司の業務量も含めると1.5名分となる。その他にも安定剤の配布等、福祉窓口部門にも原子力防災のため業務を依頼している状況。住民や立地企業においては、原発災害時に備え、訓練に参加するなど、平時から多大な負担や不安を抱えている。また、柏崎刈羽原発の電力供給に関しても、ほぼ恩恵を受けていない。UPZ地域が抱える負担に際しては、財政支援や人的支援などの新たな支援策の構築や既存の支援措置の拡充などを検討していただきたい。また、電源立地対策交付金や電気料金の軽減措置も、原発所在自治体に隣接しておらず、適用を受けていないことも含めて、内閣府が強いインシアチブをより検討していただきたい。	内閣府には、自衛官や国土交通省等からの出向者が所属し、訓練の立案から実施までを行う訓練班があるため、訓練内容の検討などのサポートができると思う。電源立地交付金等の財政的支援については資源エネルギー庁に伝える。
		10 新たな支援策の構築	柏崎刈羽原発においては、原子力災害時のことを考えると、住民や市町村は多大な負担を強いられている。エネルギーを供給する地域は人口減少で経済状況が厳しくなり、エネルギーの供給を受ける地域は発展するため、地域間格差がさらに大きくなる。電源立地地域交付金の最大交付期間を60年としているが、エネルギーを供給する地域においては、もっと手厚い対応が必要であり根本的に変えるべきではないか。	資源エネルギー庁に伝える。
		11 冬季原発避難における除雪の課題	雪崩や倒木、土砂崩れの発生、道路の損壊により除雪車が通行できなくなり、避難経路の除雪に支障が出る。また、その復旧が短期間で終わるものではないことから、原発事故の避難経路確保は容易でなかったため、それを解決する必要がある。また、停電により消雪パイプが停止すると機械除雪に頼らざるを得ず、機械の購入・維持管理などが多額のお金、それを操作するオペレーターが不足しており、その確保が難しい状況である。さらに、避難所や橋梁やマンホールなどの埋設専用物件の耐震化が進んでおらず、避難に支障が生じるため、それを解決する必要がある。	防災基本計画の雪害対策として、原子力災害の有無に関わらず、除雪体制の確保は進めていかなければならないため、活用できる支援制度があるかどうか。また、30km圏内であれば複合災害に備えるため、支援できる可能性がある。具体的に県を通じて相談していただきたい。橋梁などの耐震化についても、地震対策として進めていかなければならないが、同様に県を通じて相談していただきたい。
		12 異常高温などに対する想定	地震、水害、雪害などの災害マニュアルについては万全を尽くしているが、昨年頃から新潟県において異常高温が発生しており、今年もまた暑くなること。今後地球温暖化といわれる時代に向けて、異常高温などに対する想定も必要であり、住民の暮らしに影響が出るため、議論されるのが伺いたい。 (回答を受け、要望→)屋内退避について、窓を閉める有用性なども含めて知見をいただきたい。	地域ごとに懸念される異常気象等の事項はあると思うので、作業部会場で議論をし、継続的に改善するべき。

会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答
3 国の原子力安全対策について	内閣府	13	<p>風向きの影響などを含めたシミュレーション</p> <p>今の緊急時対応のままを進めるのであれば、住民はかなりの不安を持つ。放射線は目に見えず、日本海側の風は時期などによって強烈に吹くため、風向きや地形の影響などを含めたシミュレーションを30kmといわず徹底的にやっていただき、どんな風が吹いても30km圏外は安全だということであれば、その根拠をしっかりと示し、住民に説明していただきたい。</p>	<p>佐渡市にもモニタリングポストを設置し、放射線量がリアルタイムで手に入るようになっている。また、放射線量の値を住民が理解できるような広報についても県と一緒に検討を進めていきたい。</p> <p>(原子力規制庁補足)福島第一原発の事故で10,000テラベクレルの放射性物質が出ていたといわれているが、新規制基準では事故が起きても100分の1に抑えた100テラベクレル以下とすることを求めており、福島第一原発の事故の様な被害にはならないと考えている。ただし、安全に絶対はないことから、事故は起きるかもしれないことを前提に、福島第一原発と同様な事故が起きにくくはなっていることを説明するとともに、引き続き市町村と相談し、できることを考えていきたい。</p>
		14	<p>UPZ地域に対する支援</p> <p>UPZ圏内や雪が多いというマイナスイメージやリスクばかり負わされており、立地地域優先の避難方法や避難路確保など、UPZ地域が後回しにされているともいえる現状を踏まえ、内閣府は強いイニシアチブをとり、現行の予算制度・支援制度について、他省庁に対して強く改善などを求めていただきたい。</p>	<p>政府関係者に伝える。</p>

令和6年2月23日 市町村による原子力安全対策に関する研究会 首長説明会 質問項目・回答一覧

会議項目	説明機関	質問項目	質問項目の内容	回答
4 新潟県の原子力安全対策について	新潟県	1 広域避難の検討	新潟市ではUPZ内から避難者を受け入れることになっているが、このたびの能登半島地震で新潟市も大変被害を受けており、ピーク時には1万4千人の避難者が避難所に避難した。避難者を受け入れたくも受け入れられない状況が起こり得ると懸念している。そのような場合、受け入れる側の我々の対応はどのようにしたいのか、考えを伺いたい。また、県内避難先が被災した場合、県や県内市町村が災害時応援協定を活用し、周辺県等において県外避難の調整をしようとしているが、県は具体的などのよう (回答を受け、要望→)実際に災害が起こった時、即時に具体的な対応ができるよう、調整を図っていただきたい。	県の広域避難計画において、避難先は地域防災計画重複数設定するとされており、災害の種類や状況、規模及び風向き等に応じて選択するとなっており、県内避難施設の十分な確保が困難な場合に備え、今後、近隣県への避難も調整するとされている。本来、避難者が新潟市に選択することになっている場合であっても、新潟市が受け入れられる状況にない場合は、その都度相談し、調整していければと思っている。近隣県とは、毎年、意見交換を行うという形で、何かあればすぐに対応できるよう、顔の見える関係性を作っている。
		2 冬季訓練の実施	UPZでも原子力災害を想定した冬季訓練を行っていただきたい。今までPAZで冬季訓練をやったということだけで開いているが、上越市も中山間地域がたくさんあり、いろいろな地域があるため、ぜひ早期かつ具体的に検討を進めていただきたい。	秋の訓練も含め、想定を変えながら実施し、対応力の向上に努めている。そういう意味では、UPZ地域の冬の訓練もやはり大事な要素であるため、今後、要望も踏まえながら組み入れていくかと思っている。具体的には別途、相談させていただきたい。今年度はPAZ地域の訓練に加え、UPZ地域の訓練として柏崎市で実施した。UPZという観点でどんな形でできるのか、今後、具体的に関係市町村と相談しながら検討していきたい。
		3 広域避難計画の見直し	広域避難については、原発事故の規模、避難路の状況や風向きにより、避難先を広く確保することになるが、降雪時による複合災害発生時には道路状況の悪化等が予想されるため、UPZ区域内から魚沼市への避難者は、本市内に指定されている避難所まで避難できないことも想定される。また、風向きによっては、放射性物質を含むブルームの飛散方向と避難経路が重なる可能性も排除できないことから、本市以外の受入可能な避難施設の確保や、本市への放射性物質飛来に備えた、本市市民も含めた市外及び県外への避難先の確保について検討、見直しを進めていただきたいと考えているが、いかがか。	放射性物質放出後の避難行動について、国の原子力災害対策指針では、UPZ外においてもUPZにおける対応と同様に、OIL1やOIL2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならないとされている。そのため、まずはこの方針に沿って対応していく。当然、その時の状況や風向き等を考慮し、放射性物質がUPZ外にまで及ぶのかどうかという点も頭に入れながら対応していくことになるため、それを踏まえながら速やかに考えていきたい。避難先の確保については、近隣県への対応はいろいろと調整を行っており、顔の見える関係性を作りながら、いざという時には速やかに対応できるようにしたい。その他、旅館やホテルでの避難者受け入れについても、協定に基づき新潟県生活衛生同業組合連合会にも協力いただき、連携をとりながら速やかに対応していきたい。いずれにせよ、今のよう不安があれば市町村と随時相談しながら、常にいろいろなことを想定し、いざという時に対応できるよう今後とも取り組んでいきたい。
		4 新たな支援策の構築	先ほど内閣府にも要望した支援策について、UPZ地域の自治体の負担については、先ほど申し上げたとおり。場合によっては県として検討するのかわからないが、ぜひ県からも国に対してしっかりと働きかけていただきたい。	原子力施設の立地状況や周辺の人口規模、道路事情等を考慮して自治体が必要と判断した防護対策については、UPZ内外にかかわらず職員人件費を含めた必要経費の全額を国で財政負担するよう、立地県で構成する原子力発電関係団体協議会を通じて要望しているところ。今日の要望も踏まえ、あらためて働きかけていきたい。また、人員不足についても以前から聞いており、重々承知している。県の職員の応援等も含め、いろいろな部分で相談に乗っていきたい。
		5 被ばくの責任	2月6日の実務担当者会議の際に、住民の屋内退避や一時移転については、最終的には県や市町村が指示を出すとの回答があった。必ずしも市民、職員等がそれに従うとは考えられないが、万が一、指示どおり行動した結果、被ばくした市民等に対する責任の所在は、先日の会議では明確になっていなかった。このような場合、知事や市長がその責任を負うことになるのか教えていただきたい。	基本的にUPZ住民への屋内退避や一時移転については、原子力規制委員会が施設の状況や緊急時モニタリングの結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部から県や当該市町村に対して屋内退避等の指示が出される。県や当該市町村は、国からの指示を受けて住民等に対する屋内退避や一時移転の指示等を出すという流れになる。どこが責任を負うことになるのかというのは難しいが、このような流れの中で連携し、行動していくことを理解いただきたい。
		6 UPZ地域に対する支援	県が中心となり、UPZ地域について、必要と思われる支援や措置を検討していただきたい。	UPZへの財政支援等については、国に対して原子力発電関係団体協議会を通じて要望するとともに、人的な措置等については、県にも相談いただきながら、必要な措置と対応と一緒に考えていきたい。
		7 再稼働議論の進め方	知事はこれまで、3つの検証が終わるまでは再稼働の議論はしないとして来られた。先般、3つの検証が終わり、規制庁の審査も終わったことから、すぐにも再稼働の議論が始まると捉えていると思う。しかし、またしても福島第一原発で汚染水漏れがあるなど、東電に対する県民の不信任は、依然として根強い。また、避難計画の実効性についても、従来から指摘されている課題に加え、能登半島地震により屋内退避や広域避難に関する新たな課題も露呈し、今日の会議でもいろいろなことが指摘されている。これらを踏まえると、再稼働の議論はまだその時期にはないと思う。国のお墨付きももらえない能力の東電に県民の生命・財産を委ねていくはずがない。豪雪時に事故が起きたら、本当に避難できるのか、地震で家屋が倒壊しても屋内退避なのか、道路の寸断の問題など、実効性ある避難計画は、いまだ道遠だと思ふ。知事は、県民の生命・財産を守るという立場に立ち、今後十分に時間をかけ、様々な検証や、国・東電に対する要請を行い、不安・懸念・課題の解消が明確になったことを見極めた上で、再稼働の議論を行っていただきたい。知事は一定の判断をした上で県民に信を問うと言いが、原発の再稼働に關し、県民の信頼に足る存在であるかを第一に問われるのは知事ではなく、国であり、東電であるべき。現状のような不安・懸念・課題が山積する中、拙速に不本意な形で答えを出し、その責任を一身に負う必要はない。自らの信を問う前に安全性に対する不安・懸念・課題の解消が明確になるまで、国や東電の対応を徹底的に問うて欲しいと願っているが、知事の所見を伺う。	発言の内容を知事にしっかりと伝える。
		8 避難路の確保	原子力災害時には、できるだけ早く避難したいという人が一定数いるのが現実だと思うとともに、我々はそういう人がいることを前提に様々な計画を作っていくなければならないと思っている。三条市では、2年後ないし3年後に国道289号八十里越が開通し、福島県の只見町とつながることになっているが、万が一があった時にできるだけ早く行きたい、県外に行きたい、逃げたいんだという人の多くがこの道を通って福島県に避難するのではないかと推測している。別添資料「柏崎刈羽原子力発電所に関する安全対策の確認と原子力防災の取組の状況」の57ページに緊急交通路予定路線として高連道と国道が示してあるが、289号八十里越についても、開通後ではなく開通前に緊急交通路予定路線に加えていただきたい。また、昨年12月に国土交通省の長岡国道事務所から、開通当初しばらくの間は冬期間通行止めになるという話を聞いた。福島県側の一部区間で雪害の危険性のある箇所があることが理由とのこと。原子力災害時には、やはり一つでも多くの避難路を確保しておくべきであり、福島県なのか、只見町なのか、福島県の国道事務所なのかは分からないが、県や国から働きかけていただき、冬期間における除雪の要請ができるような関係、または権限を開通前までに準備していただきたい。	即答できる内容ではないため、持ち帰らせていただきたい。今後、国道289号線八十里越が整備された時に、避難の実効性を高めるためにどんな形で緊急交通路として活用できるのか、相談させていただきながら検討したい。